見直し(案・抜粋)

中心市街地活性化基本計画の見直 がまとまりまし

コンパクトタウンの実現

まち」 わうまち」「市全体が発展するた 本市では、 「多くの人が交流し、 「誰もが住みやす にぎ

街地の活性化とコンパクトタウン めの核づくり」をめざし、 ための取り組みを行っています。 た利便性の高い市街地) 都市機能がコンパクトに集積し の実現の 中心市

化基本計画」 には基本計画を改訂 平成10年度に「中心市街地活性 を策定。 パ

これまでの取り組み

ル

の市役所駅南庁舎へ

の転換な

とっとりの整備や旧ダイエー

平成15年度 レット

産業道路

鳥取駅周辺地区

中心市街地区域 (210 Ŷ'n)

史跡スポット

交流スポット にぎわいスポット

基本的考え方:【二核二軸構造】 城下町として形成された「鳥取城跡周辺地区」、駅を中心に形成された「鳥 取駅周辺地区」の2つのエリアを核とし、この2つの核をつなぐ若桜街道、 智頭街道を2つの軸として、中心市街地の再生を図る。

- 《2 つの核》
- ・鳥取城跡周辺地区:歴史・文化・自然を活かした居住・交流のエリア
- ・鳥取駅周辺地区:さまざまな都市機能が集積したにぎわいと交流のエリア 《2 つの軸》

うこととしました。

・「若桜街道」「智頭街道」の沿線・周辺ににぎわいと交流の拠点を形成

施してきました。

見直し

(案)

の策定

ど、活性化に効果の高い事業を実

15年度の基本計画をベースとし 活性化法」 合的な事業計画とするため、 画をより実現性・実効性が高い した通り、 平成19年2月15日号でもご紹 国の方針に従って見直しを行 一の改正に伴い、 昨年夏の「中心市街 基本計 平成 0

● 鳥取城 ● 仁風閣

鳥取城跡周辺地区

0

鳥取温泉

0 興禅寺

観音院

めました。 を行っており、 性化協議会による討議、 策定委員会、 の基本計画の見直し(案)をまと 基本計画で定められた事業の検 今後は協議会を含めた関係機 昨年度から1年をかけて、 中心市街地活性化基本計 鳥取市中心市街地活 このたび市として 意見交換 現行 関 画

等との協議のうえ、正式決定する

鳥取市中心市街地活性化基本計画の

中心市街地活性化のキャッチフレーズ

いなばのくに

行きたい ふるさと鳥取」 「住みたい 因幡国の都市核づくり

「住みたい」まち

日常生活に必要な機能が集 積した、住みたくなるまち 「高齢者」「子育て世代」…

「ふるさと」を感じる まちづくり

文化と歴史、自然を感じる ことができるまち←「住み たいまち」「行きたいまち」 づくりを促進

「地域文化の継承」「景観・ 環境への配慮」…

「行きたい」まち

多様なひと・もの・情報の 集まる、行きたくなるまち 「中心市街地内外の交流」「若 者との協働」…

【活性化 0 Á 標

居住人口の増加

歩行者通行量の増加 (駅前周辺・片原通り付近) 空き店舗の解消

| 活性 指化 標を

- ・鳥取生協病院移転整備
- ・鳥取生協病院跡ビルを活用した健 康福祉施設整備
- ・定住住宅リフォーム助成事業
- ・既存建物のコンバージョン、共同 建替の推進
- ・低未利用地を活用した集合住宅整備
- ・鳥取市 100 円循環バス「くる梨」 運行事業
- ・パレットとつとり運営事業

- · 西町広場 (緑地) 整備
- · 片原駐車場整備
- ·駅前駐車場整備
- ・上町松並線(大工町通り)整備
- ・駅前アーケード整備
- ・にぎわい交流施設整備(鳥取産業会館)
- ・チャレンジショップ事業
- ・鳥取市における開業支援事業
- いなばのお袋市

- ・ふれあいホール整備
- ・大型空き店舗再生事業
- ・中心市街地活性化イベント
- まちなかイベントカレンダー作成
- · 地域特產品販売事業
- ・各商店街における活動・イベント
 - ・中心市街地駐車場案内マップ作成
 - ・レンタサイクルステーション整備
 - ・歩行者空間等整備に係る社会実験

行政 民間が行う事 業

事業実施における戦略

以下の4つの方針に基づき事業を 実施します。

- (1) 意欲ある人への積極的な支援
- (2) ソフト事業の充実・事業間の連携
- (3) 地道な改善の積み重ね
- (4) 人材の発掘・育成・誘致

コンパクトタウンの実現

まちづくりの「アクセル」としての 中心市街地の活性化と同時に、まち づくりの「ブレーキ」としての郊外 地域の開発抑制を行うこととしてい ます。準工業地域における大型集約 施設の立地制限を行います。

事業を行うエリア

この基本計画では、主に鳥取駅北 側から西町付近までの地域の活性 化施策に重点を置いています。関 連事業として、鳥取城跡付近や鳥 取駅南周辺についても活性化施策 を検討・実施していきます。

ご意見をお聞かせください

- ▷提出方法:様式を問いません。住所・氏名 を明記のうえ、持参・郵送・ファックス・ 電子メールのいずれかで
- ▶資料配布場所:市役所本庁舎および駅南庁 舎 1 階の総合案内所、鳥取市中心市街地活 性化協議会(鳥取商工会議所内)※鳥取市 公式ウェブサイトにも掲載しています
- ▷提出期限:9月7日(金)

■提出先・問い合わせ先

市役所本庁舎都市計画課市街地整備室 〒 680-8571 鳥取市尚徳町 116

 $(0857)20-3276 \cdot (0857)20-3048$ 電子メール shigaichiseibi@city.tottori.tottori.jp

【中心市街地活性化法の改正に伴う

- 基本計画の主な変更点】 (1) 計画期間(約5年間)で確実に実施、活性化 の効果が見込まれる事業を掲載する
- (2) 居住、福祉、公共交通などの事業を加え、総 合的かつ一体的な内容とする
- (3) 目標指標・数値目標を定め、各事業の効果の 有無などを検証し、改善する仕組みを設ける
- (4) 住民・民間事業者と協議し、民間事業を盛り
- (5) 国の認定を受けることで、国から手厚い支援
- (6) コンパクトタウン実現のため、郊外開発の規 制を明記する

こととしてい つな いお ては、必要に応じて計れ、決定後に具体化する 事 画